# PEG・在宅医療学会ニュースレター



Home Health Gare. e Therapy and

第32号 2022

2022年12月1日発行

行 PEG・在宅医療学会 理事長:西口幸雄

〒 534-0021

大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22 大阪市立総合医療センター 消化器外科内

事務局直通 TEL&FAX: 06-6167-7183 E-Mail: peg-office@umin.org

URL: http://www.heq.jp

## 第26 回学術集会開催報告

## 第26回 PEG・在宅医療学会 学術集会を開催して

学術集会会長

小川医院 院長 小  $\prod$ 滋 彦



第26回 PEG·在宅医療学会。完全オンラインだったので、 大停電や接続障害を心配しましたが、何とか最後までやり遂 げました(Zoom が落ちたり、フリーズした演者の先生方には この場を借りてお詫び申し上げます)。本当に多くの方々から ご助言とアドバイス、励ましのお言葉を頂きました。演題募 集の段階でまだ何をやって良いか分からない不甲斐なさでし



配信スタジオの様子。左から、今里真先生、中島孝先生、小川滋彦

たが、皆様に叱咤激励を頂きながら、学会の体裁をぎりぎり 整えることができました。学会長をやらなければ得られなかっ たであろう新たな出会いもありましたし、何よりも人の縁に 突き動かされました。特別講演「真の QOL とは何か一緩和ケ アと医療倫理を奪還するために」の中島孝先生と、基調講演 の今里真先生のご縁は、昨今の形骸化した倫理観を正し、こ れから本学会が目指すべき方向を示してくれました。小児ミ キサー食に注力している先生方からは、テーマや講師の人選 までご足労をおかけし、緊急企画ワークショップでは業界団 体からの大きな支援を頂いたことは、協賛に勝る心の支えと なりました。座長の先生方の限られた時間でセッションをま とめあげようとする熱意、質問に誠心誠意答えようとする演 者の先生方、アーカイブで見直しても本当に清々しいと思い ました。この第26回にご登壇頂いたご縁に感謝です。PEGチー ム医療委員会メンバーの皆さんは、Web 開催という制約をも のともせず、画面から飛び出すくらいの気概でコメンテーター やって下さいました。委員会としてこれまで積み重ねてきた ご縁だと思います。

## **CONTENTS**

第26回学術集会開催報告	1	【胃瘻造設・カテーテル交換に係るアンケート調査のお願い】<医療安全委員会より> … 8
2022年度 PEG・在宅医療学会 論文賞について	2	2022年 $12$ 月以降 胃瘻関連研究会一覧 9
チーム医療特別賞、受賞者	3	施設紹介 済生会松阪総合病院 病院長 清水敦哉10
第27回学術集会会告 ·····	4	ひろば「私の余暇の過ごし方」前田恒宏11
理事長挨拶	5	ひろば「新しい職場から」 吉山恭子12
2022年度 PEG・在宅医療学会理事会・代議員会メール審議結果 …	6	事務局インフォメーション/入会案内13
比企能樹先生を偲ぶ	7	会則/投稿規定/胃瘻取扱者·取扱施設資格認定制度規則~資格認定条件細則 $\cdots$ 13

そういうわけで、完全オンラインも悪くはないな、という 実績は今後の学術集会運営の記憶に留めていただけるかと存 じます。ただ、企業の協賛が得にくいことは動かしがたい事 実であり、今回の学会は皆さんの参加登録費用が主たる財源 だと申し上げて過言でなく、本来なら招待すべき方々からも 頂戴いたしました。ご容赦ください。とにかく演題数を増やし、 参加者を増やすことに邁進しましたが、もしかしたらこれが 本来の学術集会の姿で良かったのかもしれない、と自分に言 い聞かせています。

## 【補遺】

プログラムに一部脱落がありましたので、ここに訂正追加い たします。

P.10 ワークショップ

第1会場 16:30~17:30

「胃瘻栄養と経口摂取は本当に相容れるか」

座長:三原千恵(医療法人信愛会日比野病院脳ドック室・NST)

コメンテーター: PEG チーム医療委員会メンバー

堀内 朗(昭和伊南総合病院消化器内科)

松原康美(北里大学看護学部)

助金 淳(日比野病院リハビリテーション科)

杉田尚寛((株)スパーテル医薬品情報室)

和田光代(社会医療法人財団天心堂へつぎ病院)

片岡 聡(田辺中央病院臨床薬剤部)

高橋幸亜 (JHCO うつのみや病院栄養管理室)

P.13 PEGチーム医療委員会企画

第2会場 14:10~16:00

「多職種で PEG 在宅医療の未来を語ろう」

座長:杉田尚寛((株)スパーテル医薬品情報室)、

西口幸雄(大阪市立総合医療センター消化器外科)

コメンテーター: PEG チーム医療委員会メンバー

伊東 徹 (特定医療法人菊野病院消化器内科)

松原康美(北里大学看護学部)

助金 淳(日比野病院リハビリテーション科)

和田光代(社会医療法人財団天心堂へつぎ病院)

片岡 聡(田辺中央病院臨床薬剤部)

高橋幸亜 (JHCO うつのみや病院栄養管理室)

梶西ミチコ (白十字病院)

## 2022年度 PEG・在宅医療学会 論文賞について

2022年度 PEG・在宅医療学会 論文賞の推奨論文はありません。

Covid-19の影響により2020年度の学術集会が中止となり、2021年度の会誌発行を休刊しました。このことにより2022年度の論文賞推奨論文は無しとなります。

何卒ご理解頂きますようお願い致します。

2013年度より、掲載論文の<原著および臨床経験>の中から<論文賞>を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学術集会時に授賞式を行います。

## チーム医療特別賞

PEG チーム医療委員会 委員長 小 川 滋 彦

去る9月10日、第26回 PEG・在宅医療学会において恒例の PEG チーム医療委員会企画として第4回「PEG 甲子園」が3年ぶりに完全オンラインで行われた。各地の胃瘻関連研究会から推薦されたメディカルスタッフの演題(演者)の中から「チーム医療特別賞」を選定するおなじみの企画だが、今年は完全 Web ということもあり、当日の表彰ではなく、事前の抄録審査とアーカイブも活用したスライド動画とプレゼン評価で採点の上、本誌における誌上発表となる。また、コロナ禍で各地研究会の開催が少ないことを予測し、いわゆる「21世紀枠」も設けたが、8題もの演題がエントリーした。そして、今回に限り学会長でもある委員長の強い要望で、管理栄養士の立場から当委員会を率いて下さった故・岩川裕美先生を偲んで「岩川賞」(第26回学会奨励賞)を設けさせて頂いた。岩川先生がディズニー映画の名作「バンビ」の中で、小鹿が自分の脚で立ち上がる姿を教育の理念とされていたと聞き及んでおり、さらなる自立を遂げる期待を込めて協議の上、選定させて頂いた。

ここに審査結果を発表させていただく。

## 2022年度 PEG・在宅医療学会 チーム医療特別賞

## <最優秀賞>

受 賞 者: 國枝通子 (揖斐厚生病院・看護師)

受賞演題:「多職種のアプローチにより胃瘻から経口摂取へ移行できた一例」

## <医療従事者奨励賞>

受 賞 者:白石智順(東近江総合医療センター・言語聴覚士)

受賞演題:「言語聴覚士から見た PEG 在宅療養」

## <岩川賞(第26回学会奨励賞)>

受 賞 者:木村静華(福島県立医科大学附属病院・栄養技師)

受賞演題:「当院における食道癌患者の周術期栄養管理について」

表彰状は、学会本部より各演者に送付いたしました。

## 第27回 PEG・在宅医療学会学術集会会告

## 第27回 PEG・在宅医療学会開催のご案内

会 期:2023年9月9日(土)

会 場:長良川国際会議場

テーマ:多職種で支える PEG 診療

学術集会会長: JA 岐阜厚生連 岐阜・西濃医療センター

揖斐厚生病院 病院長 西 脇 伸 二



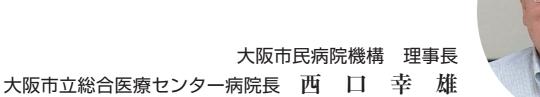
第27回の学術集会を仰せつかりました、揖斐厚生病院の西 脇伸二です。過去の学術集会を振り返りますと、日本の PEG の黎明期から歴史を作ってこられた諸先輩方が開催されてお り、その責任感を痛感しております。岐阜では2011年に加 藤隆弘先生が会長を務められた、第16回学術集会以来2回目 の開催となります。その時は「社会変革と PEG・在宅医療一 未来への胎動」というテーマのもと501名の参加者がありま した。特別企画では「PEG・在宅医療研究会の歩みと将来展 望」のタイトルで本学会の創設者である比企能樹先生、曽和 融生先生、鈴木博昭先生が鼎談されたことを昨日のように記 憶しております。丁度この頃より胃ろうに対する認識が変化 し、胃ろうバッシングが始まりました。不適切なマスコミの 報道を見た患者やその家族には、胃ろうに対して否定的なイ メージが定着してしまいました。それに対し本学会は2014年 に「認知症患者における PEG の適応に関する立場表明」とい うステートメントを提示しました。また、以後の学術集会の 中でも胃ろうの適応や功罪について議論する場を数多く設け、 正しい情報を発信してきております。そういった取り組みに より適切に胃ろうを行い、適切に管理していく姿勢が医療従 事者の中で培われてきているように感じています。

皆様もご存じのように、本邦における PEG 後の生存率は欧米に比べ良好であると報告されています。これは日本での胃ろうの造設手技や管理法が優れているひとつの証です。諸外国にはない独創的で卓越したアイディア、手技、方法を考え出し、それを広く普及する活動が行われているからだと思います。その手技の開発、普及を支えてきたのは医師のみならず、造設後の管理をサポートする多くの職種による共同作業であ

ります。その中でHEQ研究会、そして現在のPEG・在宅医療学会が果たしてきた役割は大きなものがあります。この多職種による共同作業がこれからの日本のPEGを支えていくと感じております。そこで第27回のテーマは「多職種で支えるPEG診療」と致しました。多くの職種の医療従事者に参加して頂き、PEG診療の裾野を広げていきたいと考えております。来る9月には岐阜の地で、久しぶりに皆様とお会いすることを楽しみにしております。



## コロナとの両立





第26回 PEG·在宅医療学会学術集会が小川滋彦会長のもと、 無事終了しました。完全オンラインでありましたが、小川先 生の熱意、演者たちの前向きな姿勢がよく伝わってきて、最 初から最後まで見入って(聴き入って?)いました。ご盛会を 御礼いたします。小川先生らしい、よく準備されたオンライ ンの学会開催でした。

さて、私は今年度から大阪市民病院機構の理事長、兼大阪市立総合医療センター病院長として働いております。昨年度までは大阪市立十三市民病院でコロナを中心に運営していましたが、今年度からはコロナは大阪市の要請を受けて、そのほかの大半を通常診療の運営をしていかねばなりません。多くの病院は通常診療とコロナとの両立に悩んでおられたのがよくわかりました。コロナをたくさん受け入れている時は通常の患者さんも少し減りますね。患者さんは敏感です。また、

オミクロン株の影響で職員もたくさん感染したり濃厚接触になったりして休まれ、多い時で1日に160人欠勤がありました。全職員が2300人から3000人前後ですから、大変な人数です。病棟も2つから3つ閉鎖、院制限や手術制限も同時に行ってやりくりしていきました。当院でなければ診療できないような難病の患者さんたちには非常にご迷惑をかけましたし、やむなく救急も制限せざるをえなくなったこともありました。こういう状況に日本全国の多くの病院がおかれていたことだと思います。

PEG が必要な人に PEG がされているか、PEG をするにはしたが、放ったらかされていないか心配です。コロナと共存しながら、本学会からいろいろなことを発信していかなければ、と思っています。今後とも皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。



## 2022年度【メール配信による】

## PEG・在宅医療学会 理事会・代議員会 メール審議結果報告

メール送信日:2022年9月8日(理事長・理事・監事・代議員)

(理事長・理事・監事・代議員)

西口幸雄、有本之嗣、松本昌美、前谷 容、合田文則、武藤 学、鈴木 裕、倉 敏郎、高橋美香子、今枝博之、小川滋彦、西脇伸二、伊藤義人、森瀬昌樹、妙中直之、瀧藤克也、比企直樹、松本敏文、玉森 豊、堀内 朗、津川信彦、吉野すみ、蟹江治郎、松原康美、朝倉 徹、今里 真、大石英人、村上匡人、日下部俊朗、村松博士、三原千惠、鷲澤尚宏、伊藤明彦、伊東 徹、小西英幸、赤津裕康、西山順博、吉田篤史、犬飼道雄、髙見澤 滋、細江直樹、清水敦哉、島崎 信、森安博人、杉田尚寛、合志 聡

(計46名、うち18名議決権あり)(敬称略)

理事からのメールによる回答は過半数以上の14名あり、下記3.以外の全ての審議に関して承認が得られましたことをご報告いたします。

### 理事長挨拶(メール送信文より) 西口幸雄

皆様方、いかがお過ごしでしょうか。

今年も新型コロナウイルス肺炎は猛威を振るっています。これは昨年のあいさつ文ですが、今年も同じになってしまいました。現在第7波の真っ只中です。

理事会は昨年、一昨年に続き、メール会議となりました。学会の活動報告を行いますので、質問のある方は質問していただき、承認を得たく思います。

PEG・在宅医療学会の学術集会は、あまりにも新型コロナウイルス肺炎患者の発生数が多いことや、医療従事者に多く感染者や濃厚接触者が発生し、病院職員は現場を離れにくいことなどから、小川滋彦当番会長とも相談したところ、完全 WEB 開催となりました。

WEB でありますが、多くのご参加をお待ちしております。

それでは、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

## ・議題

#### 【審議事項】

- 1. 2021年度会計報告 財務委員長 妙中直之 2021年度収支決算が資料に基づいて承認されました。
- 2. 2023年度予算案 財務委員長 妙中直之 2023年度予算が資料に基づいて承認されました。
- 3. 2025年度第29回学術集会会長の選出 理事長 西口幸雄 第29回学術集会会長選出は理事審議中の為、決定次第学会ホームページに掲載します。
- 4. 学会役職人事 役職者選出委員長 鈴木裕
  - 1) 資料に基づいて2023年度の理事候補1名、学術評議員4名の就任について承認されました。
  - 2) 2022年度末退任予定者に理事3名がいることから名誉会員、特別会員への推戴について
  - ・西脇伸二先生は名誉会員へ推戴され、2023年8月就任について承認されました。
  - ・前谷 容先生は特別会員へ推戴され、2023年8月就任について承認されました。
  - ・妙中直之先生は特別会員へ推戴され、2023年8月就任について承認されました。
- 5. 第11回資格認定制度審查結果 資格認定制度委員長 瀧藤克也

第11回資格認定審査結果について資料に基づいて承認されました。

- 6-①.アンケート調査について 医療安全委員長 松本敏文 資料に基づいてアンケート調査の提案について承認されました。
- 6-②. 予算削減案について 理事長 西口幸雄 資料に基づいて予算削減について承認されました。
- 6-③. 賛助会員趣意書の内容変更について 事務局長 玉森豊 資料に基づいて賛助会員趣意書の内容変更について承認されました。

## <その他、ご意見・ご報告等>

第27回学術集会準備報告 学術集会会長 西脇伸二

日時: 令和5年(2023年)9月9日(土)

会場:長良川国際会議場

テーマ:「多職種で支える PEG 診療」

第28回学術集会準備報告 学術集会会長 松本敏文

日時: 令和6年(2024年)9月14日(土)

会場: テーマ:未定

事務局より:2022年10月3日に学会ホームページく学術集会・活動>に掲載しました。

6 PEG・在宅医療学会ニュースレター



# PEG・在宅医療学会名誉会長 北里大学名誉教授 比企能樹先生を偲んで

## <比企能樹先生を偲ぶ>

PEG·在宅医療学会 理事長 西 口 幸 雄

去る10月14日に名誉会長の比企能樹先生が逝去されました。

比企能樹先生は PEG・在宅医療学会の前身である HEQ 研究会の発足にご尽力され、本学会の基盤作りや組織の構築に活発に



活動をされました。本学会の初代理事長として日本国 内広く人脈があり、多くの著名な方々も仲間にされ、 当会を牽引してこられました。

ここに、深く哀悼の意を表すと共に、比企能樹先生の築いてこられた基盤を軸にPEG・在宅医療学会のさらなる発展に向かって、推進していく所存です。

平成17年9月23日 第10回 HEQ 研究会 世話人・幹事会に於いて 左より 比企能樹先生、Michael W.L. G auderer,M.D、曽和融生先生、鮒田昌貴先生(写真:鮒田先生ご提供)

## <永遠の HEQ の創設者、比企能樹先生を偲ぶ>

PEG·在宅医療学会 名誉会長 上 野 文 昭

当学会の設立と発展にご尽力された比企能樹名誉会長が、10月14日に逝去されました。ここに慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

今から四半世紀以上前のことでした。比企先生から PEG に関する研究会を立ち上げるので手伝ってほしいとのご依頼を受けました。当時はややマニアックな一部の医師と意見交換しながら、学会の片隅で細々と発表していた時代です。わが国の消化器外科のリーダーであり、同窓の大先輩でもある比企先生からこのような狭い分野の研究会の立ち上げのお話を伺ったのは正直意外でした。すでに活動を始めていた曽和融生先生(2代目会長)を中心とした関西の PEG 研究会とも交渉済みで、全国的な学術集会が開催される運びとなりました。

比企初代会長のお声がけで全国の消化器領域の著名な先生方が世話人として名を連ねました。失礼ながら胃瘻のことなどあまりご存じないのではというような先生方も中にはおられ、この会が健全に発展するかどうか些か懐疑的でした。ネーミングの HEQ

研究会も違和感たっぷりでした。しかし比企先生が提唱された Home health care、Endoscopic therapy、Quality of life から来る HEQ はまさにその活動内容を端的に表していますし、開設メンバーたちが捨て去ることができない HEQ は今も当学会ホームページの冒頭に明記されています。

HEQ 研究会の組織は、消化器領域で全国的に著名な方々と PEG を愛し実践してきた方々と上手くバランスを取りながら構成されていました。内部的な充実と対外的なアピールの両方が可能となり、この組織運営一つを取っても比企先生の先見の明が覗われます。 PEG に対する意味のない逆風の時代もありましたが、順調に発展してきた HEQ 研究会は、PEG・在宅医療研究会と名前を変え、そして現在の PEG・在宅医療学会へと進化してきました。その礎を創られた比企先生の功績は偉大です。

学会名は変わっても、開設初期からのメンバーにとって HEQ の名は永遠に記憶されています。 そして比企能樹先生の穏やかな笑顔と明晰なご発言も忘れることはありません。HEQ の発展をしっ かり見守っていただけることと存じます。どうぞ安らかにお休みください。



## 【胃瘻造設・カテーテル交換に係るアンケート調査のお願い】 <医療安全委員会より>

PEG·在宅医療学会会員 各位

2021年、PEG・在宅医療学会に医療安全委員会が発足いたしました。これは、2020年に日本医療安全調査機構から第13号提言「胃瘻造設・カテーテル交換に係る死亡事例の分析」が発信されたことを発端に、PEG による患者の安全を保つとともに本学会会員がより安全に PEG を管理する目的とした学会での活動が求められたことによります。

つきましてはこの度、本学会個人会員ならびに施設会員代表者の皆様に現在のPEGの実態調査をおこないたく存じます。本学会はPEGに特化した世界でも稀有な学術団体であり、今までの業績はPEGを受けられた患者さんに福音となっております。今後も安全なPEGを普及するべく、この度の実態調査は意義あるものと考えます。

何卒、本趣旨をご理解いただきご協力いただきますようお願い申し上げます。

PEG·在宅医療学会 理事長 西 口 幸 雄 同 医療安全委員会 委員長 松 本 敏 文

## 【調査概要】

調 査 名:アンケートによる PEG の実態調査

対 象: PEG・在宅医療学会個人会員ならびに施設会員代表者

期 間:2022年11月1日から2023年1月31日

調査方法:対象者にメール発信し、PEG・在宅医療学会ホームページのトップページ(右側バナーの下から 2段目)> コメント募集 / アンケートについて <a href="http://www.heq.jp/comment.html">http://www.heq.jp/comment.html</a> から調査書式 (Excel) をダウンロードして記入後、下記①又は②の方法にて事務局まで返信していただく。

返信方法:①メール添付にて事務局 peg-office@umin.org まで返信ください。

②ニュースレター(本12月号)に同封している返信用封筒(切手不要)にて事務局まで返信ください。

報 告:2023年の PEG・在宅医療学会学術集会で発表

以上

## 2022年12月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者	
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (くら内科内視鏡クリニック 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp 第20回北海道胃瘻研究会 2023年11月 詳細未定 開催事務局:医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等	
2	茨城県 PEG・PTEG 研究会 山本祐二 (つくばセントラル病院 救急診療科)	社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院 救急診療科 山本祐二 〒300-1211 茨城県牛久市柏田町1589-3 TEL:029-872-1771 FAX:029-874-4763 E-mail:yuuji.yamamoto@centralweb.sakura.ne.jp	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・介護士など、 経管栄養に携わる全 ての職種	
3	北陸PEG·在宅栄養研究会 小川滋彦 (小川医院 院長)			
4	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	堀内 朗・前島信也 〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂3230		
5	滋賀 PEG ケアネットワーク   東近江総合医療センター内   滋賀医科大学総合内科学講座   〒 527-8505   滋賀県東近江市五智町255   TEL:0748-22-3030   FAX:0748-23-3383   「東近江総合医療センター 消化器内科医長)		医師・看護師・保健師など	
6	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千惠 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴東7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:mihara@hibino.or.jp URL:http://www.hibino.or.jp/	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・内視鏡技師・ リハビリスタッフ他 全医療従事者	
7	国岡 PEG・半固形化栄養法研究会 宮崎 卓 宮崎 卓 マ 839-0295 福岡県みやま市高田町濃施480番地2 TEL:0944-22-5811 FAX:0944-22-2045 (ヨコクラ病院 外科) 第6回福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 当番世話人: 笠健児朗(笠外科胃腸内科) 2023年6月24日(土)予定 TKPガーデンシティ博多新幹線口(福岡市) 開催事務局: 医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 (住所・連絡先は同上)		医師・看護師・栄養士・ ソーシャルワーカー 介護施設職員など	
8	大分PEG・経腸栄養研究会		医師・看護師・栄養士、 内視鏡技師のほか PEG 関連の方	
9	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッ フ全般	
10	<ul> <li>九州 PEG サミット</li> <li>城本和明 (PEG ケアカンファレンス熊本)</li> <li>今里 真・松本敏文 (大分 PEG・経腸栄養研究会)</li> <li>伊東 徹 (鹿児島 PEG カンファレンス)</li> <li>イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明</li> <li>〒 860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F</li> <li>TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201</li> <li>E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top</li> </ul>		医師・メディカルスタッ フ全般	
11	南薩PEGと経腸栄養を学ぶ会		全ての医療関係者	
		2023年4月8日(土) 14:00~18:00 ふれあいプラザなのはな館(指宿市) 開催事務局: 菊野病院 消化器内科 伊東 徹 (住所・連絡先は同上)		

※2022年12月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。研究会の開催中止・延期につきましては、各研究会ホームページや弊学会のホームページなどでご確認ください。 ※上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療学会事務局までご連絡下さい。

# 施設紹介

## 済生会松阪総合病院 病院長 清 水 敦 哉

済生会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと明治44 (1911) 年に設立されました。三重県ではこの松阪の地に昭和12 (1937) 年に開院しました。当院は「こころからの医療と福祉」を理念に掲げ、「人にやさしく信頼される急性期病院」を目標としています。地域の中核病院として、救急医療から各種がん診療など幅広く診療を行っています。特に消化器、脊椎、脳卒中、脳・脊髄血管カテーテル治療、腹腔鏡手術・ヘルニア、乳腺、ART・生殖医療および腎臓・透析部門におきましてはそれぞれ当院のセンターとして力を入れています。現在、老朽化のため2026年新病院開院に向けて計画をしているところです (写真1)。



写真 1 新病院完成予想図

私は2001年に当院に赴任し、前任の鈴鹿中央総合病院での経験をもとに薬剤師の佐久間隆幸先生とともにNST (栄養サポートチーム)の立ち上げ準備をしました。翌年に医師、薬剤師、栄養士、看護師、事務の25名のメンバーで結成しました(写真2)。今年はNST 結成20周年になります。現在のチームは総勢31名であり、消化器内科医師の福家洋之先生がディレクターを、入社1年目で結成時からNST メンバーであった管理栄養士、松本由紀先生が専任を担当しています。年間延べ1000例のNST 回診を実施しており、最近では腎臓内科医師2名が回診に参加して盛り上がっています。コロナ禍以前は夏にはキャンプを、冬には忘年会、新年会とN(飲んで)S(騒いで)T(チーム)に変貌して楽しんでおりました。最近は飲みニケーションの機会が減ったのが残念です。

胃瘻造設術の症例数は2011年ごろまで100例以上ありましたが、最近は50例前後となっています。基本術式は経鼻内視



写真 2 20 年前の NST ミーテイング風景

鏡+ CO<sub>2</sub>送気に胃壁固定+イントロデューサー変法で、消化 器センターで各先生が実施しています。また、胃瘻交換には 福家先生のサポートのもと、特定行為研修を取得した松井美 貴副看護部長に積極的に行ってもらっています。在院日数短 縮のため経鼻胃管で回復期病院へ転院される方が増加してい ます。転院後も残念ながら適切な胃瘻造設がされない患者さ んも見えるようです。医学の進歩は目覚ましく連日のように 新しい抗がん剤やがんゲノム診断などの講演会はされていま すが、胃瘻に関する講演はほとんどありません。栄養療法の 基本に関するところの講演会は以前にくらべると極端に減っ ています。若い先生方やスタッフへの教育指導や啓発活動を 行い、適切な医療連携をできるようにしなければなりません。 『胃瘻』や『NST』のキーワードを社会のなかでさらに成熟・ 深化させることがこれからの高齢化の時代においてはますま す重要になるだろうと思います。栄養管理に関わってきた医 療者の使命として努力しなければならないと思います。



写真 3 登場人物 (左より筆者、佐久間、福家、松本、松井 敬称略)



## わたしの余暇の過ごし方

こんにちは、和歌山県の前田です。今回、わたしは自身の趣味 について各々のグッズを提示し紹介させて頂きます。論文調での 記載についてご了承願います。

## 1. 聖地巡礼(甲子園での野球観戦)

わたしは熱狂的な虎党である。ファンクラブ歴も10年を超える。 最初の聖地巡礼(甲子園のことをわたしはこう呼んでいる)は15年 以上続いている。初回の巡礼は、長男と一緒であった。いまや彼 もバリバリの虎党である。その後は赴任先の NST の仲間たちと 呈示のグッズで午後の年休をとり、最低でも年1回は巡礼している。 (図1左)ナイターの甲子園は美しい。日本一である。(図1右)こ の芝生や黒土の美しさを維持している阪神園芸は凄いなぁと感心 させられる。現在の阪神ファンは以前のように粗暴ではないので、 関西の学会があった際には是非一度、聖地に赴くことをお勧めす る。コロナ禍が終息し、聖地でジェット風船を飛ばしたり、六甲 おろしを歌える日が早くやってくることを願ってやまない!





## 2. ランニング

前任地の橋本市民病院には、Hashimoto Athlete Club(HAC) がある。部長は小児科の〇先生である。55歳をこえてサブ4(フ ルマラソンを4時間以内で完走、10km/時で走り抜くこと)を成 し遂げた猛者である。〇先生に誘われてランニングを始めた。平 日の18時に病院官舎に集合し、病院周囲の丘陵地を50歳以上の 男性(おっさんズと呼ぶ)が5-6人で1時間程度ランニングする。 それまでも1人でランニングしていた時期はあったが長続きしな かった。呈示のグッズ(図2)の中央にあるGARMIN<sup>TM</sup>の時計(走



行距離や速度を記録しパソコ ンで確認できるランニンググッ ズ)を購入して以来、ランニン グに拍車がかかった。現在、 月に100km以上のランニングノ ルマを2年間継続している。そ のおかげで、フル2回、ハーフ 1回参加しすべて完走できた。

チームでランニングしているおかげだと思っている。さらに、学会 参加の際には、コンパクトなシューズとランニングウェアをスーツケー スに詰め込んでいる。学会当日の早朝、会場近くをランニングし、 ホテルに戻ってシャワーを浴びて朝食を食べ、スッキリとチャージ してから学会場へ赴くことにしている。ランニングしていると車や

#### $\mathbf{H}$ 宏 まえだクリニック 前 怕

電車と違ったその土地の景色を堪能できる。いままで、五反田か ら東京タワー、横浜みなとみらい、大阪および名古屋城周囲、福 岡大濠公園と桜島をランニングした。

## 3. 登山

橋本市民病院には HAC の一環として、登山活動がある。隊長 はもちろん小児科のO先生。彼らの目的はひたすらPEAK(頂上) を目指すアスリート登山である。北アルプスには2度(剱岳から立 山縦走と双六岳から槍ヶ岳縦走)連れてもらった。とてもしんど かったが、北アルプスからの富士山や真っ暗な中の満天の星…映 像では決して体感できない星降る夜とはまさにコレだと思った。た だ、しんどい登山だけじゃ面白くないので、自分でもレジャー登 山サークルを作った。登山と下山後の温泉セットである。レジャー とはいえ百名山も5座(乗鞍、八経、御岳、伊吹、大山)登頂し

ている。写真は橋本市民在籍 図3 中に最後に登った大山である。 (図3) アウトドアショップ好○ 山○のポスターに使えそうな一 枚である。登山は臨床と同様、 機能的なグッズ(図4)と無理の ない緻密な計画が必要である。 油断をすると大けがだけでは済 まず、命に係わる。下山後の 温泉は格別である。汗だくの身 体を流し、お湯で張った筋肉 をほぐしてさっぱりすると、翌 日の手術は難なく遂行できてい





## 4. 最後に(近況報告)

2022年6月末、外科医師を中心に30年間従事してきた勤務医 を辞し、9月に生家から徒歩5分の地に消化器疾患を中心とした 診療所を新規に開院しました(図5)。病院を受診するのは敷居が



高いという方々も多く、「病院の 外来レベルができる診療所」を 目指し邁進して行こうと考えて います。実際、開院1ヵ月です が、粉瘤(アテローム、表皮嚢 腫)で悩まれていた方が、遠方 の方を含め既に6人も来院され

ました。一方、新規で開業すると新型コロナ対策や特定健診・が ん検診、企業検診や各種予防接種と今までやったことがないこと ばかりでまだまだ手探りの状態です。しかし、ゆくゆくは近隣の 病院や訪問看護ステーションと連携し、チームで胃瘻や在宅医療 にも関わっていきたいと思っています。みなさま、今後ともよろしく お願いします。



## 新しい職場から

初めまして、九州大学病院の吉山です。

本当であれば趣味の旅行について書きたいところですが、 残念ながらこのコロナ禍、我慢の日々が続いております。そ こで、本年私にとって大きな出来事となった転職と新しい職 場についてご紹介させていただきます。

令和4年4月より私は九州大学病院・栄養管理室に勤務し ております。実に16年振りの転職です。九州大学病院は福岡 市東区にあり、病床数は1,267床と国内有数の規模を有してい ます。外来患者は1日平均2,800人程で職員数も多く、半年 が過ぎた現在でも時々廊下ですれ違うスタッフの職種が分か らないことがあります。私が所属する栄養管理室には、室長 (医師) 1名、管理栄養士11名、事務職員1名が在籍しており、 管理栄養士は入院・外来患者さんの栄養管理や給食管理(約 170種類の食種から毎食約900食を提供しています)を担って います。私は個人栄養指導や糖尿病教室などの集団栄養指導 を主に担当しており、先月からは入退院・周術期支援センター にも携わるようになりました。同センターでは、医師、看護師、 歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、管理栄養士、事務職員な ど多職種が連携し患者さんの円滑な入院・周術期管理を目指 した支援を行っています。個人栄養指導と異なり、限られた 面談時間でいかに必要な支援に繋げられるか、試行錯誤の日々 です。

この機会に病院敷地内 にある歴史的名所の一部 を歩いてみましたのでご 紹介します。まずは病院 の最寄り駅であり、私が 普段利用している地下鉄 「馬出九大病院前駅(まい だしきゅうだいびょうい

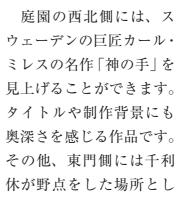


んまええき)」について豆知識を少々。一見何の変哲もない

## 九州大学病院 栄養管理室 吉 山 恭 子

名称ですが、実は地下鉄の駅名の中でく読み仮名表記が日本 一長い(16文字)駅名>なんだそうです。読み仮名に直して、 というところに何とも言えない味わいを感じます。

時代を感じる医学部正 門と正門門衛所の傍を通 り抜けると、医学歴史館 に向かって木漏れ日の降 り注ぐ小道が続いていま す。その先には、九州の 風土を再現したとされ る九州大学医学部 創立 七十五周年記念庭園が広 がっており、天気のいい 日には鮮やかな緑と季節 によってつつじなどの色 彩を楽しむことができま







木漏れ日の降り注ぐ小道

て有名な「利休釜掛の松」などの史跡もあります。もしお越し になる機会がありましたら、是非ぶらり散策をしてみてはど うでしょうか。



庭園からの全景



前職では主に亜急性期から施設・在宅に至るまでの栄養管 理が中心でした。これから九州大学病院での新たな経験と併 せて、患者さんが治療過程に辿る一連の流れを十分に理解し サポートできる栄養士を目指したいと思います。今後ともご 指導を賜りますようお願い申し上げます。

## 【役職者の就任について】

2022年9月8日メール配信による理事会・代議員会において次の方の2023 年度役職者の就任が承認されました。(敬称略・50音順)

●理事:日下部俊朗

●学術評議員: Wong Toh Yoon、草間龍一、高橋幸亜、前田啓一

## 【COVID-19 の影響による有効期限 / 資格認定更新年度の特例措置について】

PEG・在宅医療学会は2020年度の学術集会を2021年9月開催へ順延し たことにより、2020年11月1日現在保有されている資格認定有効期限を1年 延長することといたします。

これにより、2025年までの有効期限保有者まで順次、資格更新年度が1 年後ろ倒しとなります。

例えば、現在保有資格の有効期限が 2021年10月31日の先生の資格更新 は、通例2021年度(例年1月4日~4月30日申請) ですが、2022年度に更新 申請の受付をして頂くことになります。

例年どおり更新期日になりましたら、事務局より文書でご連絡申し上げます。

## インフォメーション

- COVID-19の影響により2020年9月に予定しておりました第25回学術集会が 2021年9月に延期になりましたことから2021年9月に発行を予定しておりま した会誌「在宅医療と内視鏡治療 Vol.25」は休刊とさせていただき、2022年 9月に J-Stage 公開となりました。
- ●第12回認定資格申請は、来年1月4日~4月末日消印到着で受付をいたします。 ホームページの資格認定制度ページより申請用書式をダウンロードし、必要 書類をそろえて手続きをお願いいたします。
- ●資格認定更新年度の特例措置にて2023年10月末日(認定書記載:2022年10 月末日) に資格の有効期限を迎える該当者および該当施設には、2023年2月 中に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は更新申請の受付書面 到着後から4月末日消印到着です。

※申請年度にご注意ください。上記【COVID-19の影響による有効期限/資格 認定更新年度の特例措置について】にて該当更新年度をご確認ください。

●各種届ご提出のお願い

異動・転居やメールアドレスなどの変更があった場合は、必ず事務局あてに メールまたはFAXにて各種届/変更届をご提出ください。ニュースレター や会誌情報、その他お知らせがお届けできない事例が増えています。

●会費納入のお願い

8月下旬に2022年度の年会費納入依頼を郵送しておりますので年会費の納入 をお願いいたします。払込票を紛失された場合は、事務局までご連絡ください。 また、払込票を使用せず下記口座に直接振り込んでいただいても結構です。 その場合は<u>お名前、会員番号を必ず記載してください。</u>

<郵便局からお振込の場合> 口座番号:00980-7-288667

口座名:PEG·在宅医療学会 <銀行からお振込の場合>

銀行名:ゆうちょ銀行

店番: 〇九九 (ぜろきゅうきゅう) 店

預金種目: 当座 口座番号:288667

加入者名:PEG·在宅医療学会

●弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。 (トップページ> PEG・在宅医療学会>ニュースレター)

- ●会員の施設をご紹介する場として「施設紹介」のページを設けました。「こんな活 動しています」、「手技の工夫」等々、PEG に関することはもちろん、施設情報 等の内容を掲載しています。原稿は1,000字以内、E-mail 添付で事務局(pegoffice@umin.org) までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。
- ●会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペ ンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」 等々、PEG に関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グル メ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail 添付で事務局 (pegoffice@umin.org) までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。
- ●業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願いいたし ます。

※2019年10月より、事務局の所在地、電話・FAX番号が変わりました。

事務局長:玉森 豊(理事)

事務局所在地: 〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22 大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX: 06-6167-7183

・ 会員登録等学会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ: PEG·在宅医療学会事務局

E-mail: peg-office@umin.org

・ 教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ:

PEG·在宅医療学会 教育認定窓口

E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp

## PEG・在宅医療学会 (HEQ) 入会のご案内

PEG·在宅医療学会 (Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life) は、経皮内視鏡的胃瘻造設術 (PEG) 等の内視鏡治療の補助による在宅医 療の推進及び患者の QOL 向上を達成するための学会です。1996年創設の HEQ 研究会から2009年9月27日に PEG・在宅医療研究会に名称変更、2017年8月1 日には PEG・在宅医療学会に名称を変更いたしました。

#### 【事業】

年1回の学会学術集会の開催と学会会誌「在宅医療と内視鏡治療」および ニュースレターの発行等必要な事業を行います。

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業、団体です。

#### 【会員の特典】

- ・本会主催の学会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表すること ができます。
- ・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

### 【年会費】

施設会員 ¥20.000 (5名まで)

※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可

個人会員 医師/歯科医師 ¥7,000

¥5,000 (薬剤師·看護師·医療技術員等) コ・メディカル

賛助会員 ¥100,000 (1 🖂)

## 【会計年度】

毎年8月1日より翌年7月31日

#### 【入会手続】

事務局に FAX またはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。 ※学会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。

①個人会員:会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒に FAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。

### 【振込先】

<郵便局からお振込の場合>

※郵便局備え付けの「振替口座 払込取扱票(青字)」をご使用下さい。

口座番号:00980-7-288667 口座名:PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名:ゆうちょ銀行

店番:○九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目: 当座 口座番号:288667

加入者名: PEG・在宅医療学会

- ②施設会員:HPから〈施設会員の登録について〉をご一読いただき、申込 書に必要事項を記入して事務局まで FAX、メール添付または郵送にてお 送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。
- ③賛助会員:メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または学 会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。申込みをいただ いた後にこちらからご連絡いたします。

## 【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当学会に関連する活動にのみ使用さ せていただくこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。 【事務局】

〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内 PEG·在宅医療学会事務局 玉森 豊

TEL & FAX: 06-6167-7183 E-mail:peg-office@umin.org URL: http://www.heq.jp

## PEG·在宅医療学会 会則

### 第一条 名称

本会は PEG・在宅医療学会 英文名: Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life (HEQ) と称する。

## 第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care) の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設 術(PEG) 等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy) の補助による患者の Quality of Life(QOL) 向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目 的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

## 第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1. 年1回以上の学術集会開催
- 2. 年1回以上の会誌の発行
- 3. その他必要な事業

#### 第四条 会員

1. 本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。

○個人会員・・・・・ 個人として本会に入会したもの

○施設会員・・・・・ 施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)

○賛助会員・・・・・ 本会の運営を賛助する企業・団体

○名誉職会員・・・・・ 本会に役員として貢献し、定年となったもの

- 2. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を当該年度の会費とともに本会事務局に提出する。
- 3. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。 この場合既納会費は返却しない。
- 4. 会費を3年間以上継続して滞納した会員は退会したものと見なす。

#### 第五条 役員・名誉職会員・学術集会会長

1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。

○理事長(1名)・・・・・理事会で選出され、本会を代表する。

○理事 (若干名)・・・・ 代議員から選出され、理事会を開催し、本会の

企画運営を行う。

〇監事 (2A) ・・・・ 会員から選出され、本会の会計監査を行う。理

事や代議員との兼務はできない。

2. 本会に次の名誉職会員を置く。

〇名誉理事長・・・・ 本会の理事長として功績のあったもの。理事会・

代議員会で推戴される。

○名誉会員・・・・・・学術集会を開催した学術集会会長、またはそれと

同等の功績があったもの。理事会・代議員会で推

戴される。

○特別会員・・・・・本会に功績のあったもの。理事会・代議員会で

推戴される。

3. 学術集会の運営にあたる学術集会会長を置く。

○学術集会会長・・・・ 理事の中より順次選び、担当する年の学術集会

を開催し、その実務運営にあたる。

## 第六条 代議員・学術評議員

○代議員・・・・・・ 理事会での決定事項を承認する。会計を議決する。

○学術評議員・・・・・ 学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

## 第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

- 1. 理事は代議員会で選挙により決定する。
- 2. 代議員は会員の選挙により決定する。
- 3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代議員会で承認される。
- 4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を 妨げない。
- 5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもってする。監事は70歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。
- 6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

### 第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。

1. 理事会・・・・理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議決する。

議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて理事の 過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

- 2. 代議員会・・・・理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。 議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて過半数 の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
- 3. 委員会・・・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。

委員長は理事長から委嘱される。

### 第九条 会費

- 1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
- 2. 会費は別途、施行細則で決定する。

## 第十条 会計

- 1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
- 2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
- 3. 理事会の議を経て、代議員会で会計報告を行い、承認を得る。

#### 第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

#### 第十二条 事務局

- 1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
- 2. 事務の責任者として事務局長を置く。

## 第十三条 (附則) 本会則は平成29年8月1日より施行する。

平成29年 8月 1日 制定・施行

平成29年 9月22日 改定

平成30年 4月 1日 改定

平成30年12月 1日 改定

令和元年 9月 6日 改定

令和 3年11月 3日 改定

### 施行細則

#### 第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、時限委員会を設置することができる。

- 1. あり方委員会
- 2. 倫理委員会
- 3. 総務委員会
- 4 財務委員会
- 4. 灼劢安只五
- 編集委員会
   広報委員会
- 7. 規約委員会
- 8. 役職者選出委員会
- 9. 学術委員会
- 10. 用語委員会
- 11. 社会保険委員会
- 12. 教育委員会
- 13. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
- 14. PEG チーム医療委員会
- 15. 選奨委員会
- 16. COI 委員会
- 17. データベース委員会
- 18. 学生・若手医療者支援委員会
- 19. 医療安全委員会

## 第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

## 第三条 年会費

- 1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
- 2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/ 歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
- 3. 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
- 4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
- 5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

## PEG・在宅医療学会 投稿規定

## ■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本学会会員であることを原則とする。

著者は原則10名以内、但し10名を超える場合は論文における役割分担、貢献 内容など理由を明記して提出し、これを委員長判断で可否を決定する。

## ■掲載規定■

- 1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
- 2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨 (250語以内) を添付する。 和文原稿は本文 (文献含む) が5,000 ~ 6,000字以内を原則とする。 図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。 ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
- 3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
- 4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
- 5. 原稿はプリントアウト3部 (図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局あてに書留 (簡易書留も可)送付する。
- 6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
- 7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当学会に帰属する。

#### ■執筆要項■

- 1. 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
- 2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
- 3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出 のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。
- 4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは 原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭に きた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則と する。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片 カナ表記するものとするが、頻雑になると判断される場合はこの限りではな
- 5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引 用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「1」を付すこと。また、 本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図 書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近の Index Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。

〈雑誌〉著者名. 題名. 雑誌名 西暦発行年;卷数:頁(初~終)

〈書籍〉著者名. 題名. In:書名(編者名). 発行地;発行所名, 西暦発行年:

なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以 上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et all とする。 文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会) あるいは(abstr) とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。

- 6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
- 7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記 載しておくこと。
- 8. 図表の説明(legend) は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または Figure」、「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
- 9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、 プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート (ホームページ上でダウンロー ド可)と共に郵送すること。
- 10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。

#### ■原稿送付先■

〒534-0021 都島本通二郵便局留

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

PEG·在宅医療学会 会誌担当 TEL&FAX: 06-6167-7183E-mail: peg-office@umin.org

必ず書留(簡易書留も可)にてお送り下さい

(2019年9月6日 改訂)

## PEG·在宅医療学会胃瘻取扱者·取扱施設資格認定制度規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 PEG・在宅医療学会(以下本会)は、胃瘻に関する医療の安全性を確保 し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経 験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめ ることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設 資格認定制度(以下本制度)を設ける。

## (認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

## (認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制 度委員会(以下本委員会)を設ける。

## 第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

- 第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以 下本委員) で構成される。
  - 2. 本委員長は本会の理事から選任され、委員は理事・代議員・学術評議員 および若干の有識者から委員長が指名する。
  - 3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
    - 1) 資格条件検討委員会
    - 2) 資格審查委員会
  - 4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

## (認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は理事会で承認の上、理事長が委嘱する。

#### (認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑 な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
  - 2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請 求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
  - 3. 本委員長は委員会の審議結果を理事会に報告し承認を得る。

#### (認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、 委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

#### (議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同 数の場合は本委員長が議決するものとする。

#### (任期)

第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任する まではその職務を行うものとする。

#### (欠員の補充)

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、理事長が代行を 指名する。

後任者の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
- 2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設と しての資格条件を検討するための委員会である。
- 3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

#### (小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委 員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

#### (小委員会委員長の職務)

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小 委員会を年1回以上召集する。
- 2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、 速やかに臨時小委員会を召集する。
- 3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

## (小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任 状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

## (議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同 数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

## (任期)

第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任する まではその職務を行うものとする。

## (欠員の補充)

第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代 行を指名する。

後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失 (個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、 このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
  - 2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
  - 3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
  - 4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
  - 5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

## (施設資格の種類)

- 第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定 資格と専門資格を設ける。
  - 2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

#### (個人資格、施設資格の申請)

第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

#### (申請の方法)

第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書(書式 I)
- (2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
- (3) オンライン教育セミナー/資格試験受講証の写し
- (4) 経験症例数証明書(書式Ⅱ、ただし胃瘻教育者は除く)
  - 1)症例数または症例数のスコア(Ⅱ-3)
  - 2) 代表症例10例のケースカード(Ⅱ-1または2)

書式Ⅱ-3~5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。

(5) 業績目録 (書式Ⅲ-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3 項に規定する業績 (書式Ⅲ-2) とする)

学会や研究会の参加証、発表や講演を行った日時、名称、発表・講演の 内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙およ び論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書 (書式IV)
- (2) 1. 認定造設施設:1名以上の認定造設医師(非常勤可)の認定証コピー
  - 2. 認定管理施設:1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認定管理士の認定証コピー
  - 3. 専門造設施設:1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー
  - 4. 専門管理施設:1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門 管理士の認定証コピー

#### 第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審查)

第23条 認定審査は以下のごとくとする。

- 1)審査料:1資格につき5000円
- 2) 申請の時期:毎年1月4日から4月末日到着分。
- 3) 認定審査の時期:5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、理事会で承認を得る。
- 4) 認定結果:10月15日までに申請者に通知する。

#### (登録)

第24条 登録は以下のごとく行う。

- 1)登録料:1資格につき5000円
- 2) 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
- 3)登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

## (個人資格、施設資格認定証の交付)

第25条 個人資格および施設資格認定証は本会が理事長名で交付する。

## (個人資格、施設資格認定証の有効期限)

第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

### (個人資格、施設資格の喪失)

第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1. 本会の会員としての資格を喪失したとき。
- 2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
- 3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
- 4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
- 5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

### (個人資格、施設資格の取消)

第28条 個人資格および施設資格が不適当と認められた者に対しては、本委員 会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

### (個人資格、施設資格認定証の返却)

第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

### 第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審 香季員会に提出する。

2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

## 第7章 教育

(教育制度の構築)

第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。

2. その詳細は別途定める。

#### 第8章 その他

(会計)

第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用のゆう ちょ銀行振替口座 (PEG・在宅医療学会資格認定制度)を通じて行い、年 度末締めにより学会収支へ統合し監査を受けるものとする。

2. 本口座の管理代表は事務局長がつとめる。

## (本認定制度規則の変更)

第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て理事会の承認を受けなく てはならない。

#### (本認定制度規則の施行)

第34条 本認定制度規則は平成29年8月1日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂

平成22年9月10日 一部改訂 平成23年9月 9日 一部改訂

平成24年9月14日 一部改訂

平成29年9月12日 一部改訂

## PEG·在宅医療学会胃瘻取扱者·取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

- 1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
- 2. 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格を設ける。
- 3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに 認定資格と専門資格を設ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本会会員資格

PEG・在宅医療学会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。

- 2. 資格別の条件
  - 1)胃瘻造設者の資格

医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。

後出で記載する3から6項を証明できること。

2) 胃瘻管理者の資格

医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。

3) 胃瘻教育者の資格

胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち 2 つ以上 (1 項目 2 つでも可) を証明できること。(書式  ${\rm III}$ -2)

- (1) 論文・著書の筆頭著者 (学会発表抄録は不可)
- (2) 本会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)での シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望 演題などの筆頭発表者(一般演題は不可)
- (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
- (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者
- 3. 本会への参加義務

PEG・在宅医療学会学術集会へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の本会学術集会の参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。

4. 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式II、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ 提出)

書式 II-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設 ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。

- 1) 胃瘻造設: 術者(内視鏡担当は含まない)としての造設症例数をもって表す。 1 症例に対し、2 名の造設医の登録が可能である。
- 2) 胃瘻管理:入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアを もって表す。
  - (1) 入院・入所症例: 少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月

以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。 1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認 定管理士の登録が可能である。

(2) 在宅症例:症例数X年数のスコアで表す。(例:A 症例を引き続 き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B 症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5で ある。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)

1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または 認定管理士の登録が可能である。

症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類 の提出を必要とする。

5. 業績目録 (書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)

以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を 点数として表す。それぞれは1回についての点数である。

- (1) 本会参加(必須条件):10点
- (2) 本会学術集会における発表 筆頭者:10点、筆頭以外:5点
- (3) 在宅医療と内視鏡治療 (本会機関誌) 論文発表 (発表抄録は不可) 筆頭執筆者:20点、筆頭以外:5点
- (4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない) 著書・雑誌論文:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。 筆頭執筆者:10点、筆頭以外:5点
- (5) 本会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅 医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの):10点
- (6) 学会、研究会、地方会における発表 内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する 筆頭発表 5点、筆頭以外3点
- (7) 本会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、 コメンテーター、特別発言:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関す るものに限定する。 それぞれにつき10点
- (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加 それぞれにつき3点
- (9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点 本会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。
- 6. オンライン教育セミナー/資格試験受講証明書の写し 10点 本会が主催するオンライン教育セミナー/資格試験の受講の必要がある。 申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。 ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはない が、更新時の条件として受講を必須とする。

## 第3条 認定の種類

## 1. 個人資格

1)胃瘻造設者

認定胃瘻造設医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻造設医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

2) 胃瘻管理者

(1) 入院・入所施設;

認定胃瘻管理医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 認定胃瘻管理士:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻管理医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの 専門胃瘻管理士:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

(2) 在字管理:

認定胃瘻管理医師:スコア 20以上かつ業績30点以上のもの 認定胃瘻管理士:スコア20以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻管理医師:スコア40以上かつ業績50点以上のもの 専門胃瘻管理士:スコア 40以上かつ業績50点以上のもの

3)胃瘻教育者

第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの

施設会員として本会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納 入が完了していること。

1)造設施設

認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍

すること

専門胃瘻造設施設:(1) 1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が

在籍すること

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

2)管理施設

認定胃瘻管理施設:1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名

以上の認定胃瘻管理士が在籍すること

専門胃瘻管理施設:(1) 1 名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と

1名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

#### <更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本会学 術集会の参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)受講を必 領としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業 績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。 各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

#### 1)個人資格

- (1) 認定胃瘻造設者(医師):業績20点以上
- (2) 専門胃瘻造設者(医師):業績30点以上
- (3) 認定胃瘻管理者 (医師および看護師):業績20点以上
- (4) 専門胃瘻管理者 (医師および看護師): 業績30点以上
- (5) 認定胃瘻教育者:業績20点以上

#### 2) 施設資格

(1) 認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設者(非常勤可)認定証の 写し

(2) 専門胃瘻造設施設:(1) 1名以上の専門胃瘻造設者(非常勤可)認定 証の写し

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

(3) 認定胃瘻管理施設: 1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)

および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し

(4) 専門胃瘻管理施設:(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可) および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場 合に限るものとする。

#### 第5条 更新手続きの期間

- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
- 2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日まで に申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

## 第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

#### 第7条 更新時の審査

更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、理事会了承により正式な 更新許可とする。

- 2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められ た場合には証書を同送する。
- 3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった 場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。 ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失 効後1年間は手続きの猶予を設ける。

## <本施行細則の変更>

第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議 を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

## <本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成29年8月1日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂

平成22年9月10日 一部改訂

平成24年9月14日 一部改訂

平成25年9月 6日 一部改訂

平成26年9月12日 一部改訂 平成28年9月 2日 一部改訂

平成29年9月22日 一部改訂

